

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
許 認 可 等 名	標準負担額減額認定証の再交付
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則
根 拠 条 項	第26条の3第5項
連 絡 先	(電話 621-5159)
審 査 基 準	<p>国民健康保険法施行規則第26条の3第5項 世帯主は、減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>[添付書類] 減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その減額認定証を添えなければならない。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日